

原告代理人戸田善恭 意見陳述メモ

民主主義の起源は古代ギリシャに遡ります。市民は民会で自由に議論しました。投票し、公職に就くこともできました。その後近代西洋で国民主権と言う考え方が生まれました。国のあり方を決めるのは神や君主ではない。国民であるという考え方です。戦後、日本国憲法も国民主権を採用しました。国民主権を実現するうえで不可欠な権利があります。選挙権と被選挙権です。

平成17年。最高裁は、重要な判決を下しました。「憲法は国民主権原理に基づき選挙権を保障している。」「選挙権の制限は原則として許されない。」「立法府には国民主権を制限する裁量はない」平成17年判決は、国民主権に基づき、選挙権を制約する法律は司法が厳しくその合理性を審査するという判断枠組みを示しました。

そして遡ること40年前の昭和43年。最高裁は、被選挙権についても重要な判決を下しました。「選挙権と被選挙権は表裏の関係にある。」といました。平成17年判決と昭和43年判決を繋ぐのが、国民主権です。

この2つを併せて考えてみてください。国民主権に基づいて、被選挙権の制約も原則として許されない。立法府には被選挙権を制約する裁量はない。こう考えられるべきです。

立法府は被選挙権を簡単に制約することはできません。被選挙権を制約する法律に対しては、裁判所はその合理性を厳格に審査しなくてはなりません。それはなぜでしょうか。国のあり方は私たち国民が決める。国民主権はこの国を形作る一番大事なルールだからです。

ここまで、被選挙権を制約する法律は司法が厳しくその合理性を審査しなければならないという判断枠組みの話をしてきました。ではその厳しい判断枠組みでしっかりと厳格に合理性を審査したらどうなるのでしょうか。25歳や30歳という年齢設定に合理性はあるのでしょうか。結論からいって、全く合理性はありません。これから二つのことを話します。一つは被選挙権年齢が設けられた歴史についてです。もう一つは年齢設定に科学性がないということです。

まず歴史についてです。25歳、30歳という年齢はいつどのようにして決まったのでしょうか。明治政府ができました。日本も議会主義を導入しました。この時立法者たちは当時のヨーロッパを模倣してとりあえず被選挙権を30歳にしました。

当時、被選挙権は国民の権利ではありませんでした。政治能力の高いとされる者に対して与えられるものでした。天皇主権の下では仕方のないことだったのかもしれない。

戦後になり日本国憲法が生まれました。天皇主権から国民主権になりました。しかし、「被選挙権は与えられるもの」という考え方は変わりませんでした。

たしかに、一部の被選挙権は25歳以上の国民に与えられるようになりました。しかし、なぜ25歳、30歳なのかについて十分な説明はありませんでした。「思慮分別」「社会経験」が必要と説明されただけでした。国民主権に基づく議論は一切ありませんでした。

100年以上前、被選挙権が「上から与えられた」ものでした。100年以上前の考え方をただただ引き継いでいるのが、今の25歳、30歳です。

次に、25歳、30歳という年齢に合理性があるのかという点です。25歳、30歳未満の若者には「思慮分別・社会経験」がないという説明がされています。この説明は、若者は大人に比べて能力が低いということを当然の前提としています。しかし、近時の研究では、若者に能力がないというのは、単なる偏見であるということが明らかにされています。

また、先進国では18歳以上になれば立候補を認める国が多数を占めるようになりました。ではそうした国々で何か問題が起きているのでしょうか。社会経験がない思慮分別がないと国は言いますが、そういった若者が政治家になることによって何か問題が起きているのでしょうか。投票率が向上するなど、むしろプラスの効果がどんどん報告されています。これらの事実は、25歳、30歳という高い被選挙権年齢に合理性がないことをよく示しています。

皆さんもふとしたときに、「自分はもう年だから」と耳にすることはないでしょうか。でもそれらは多くの場合、思い込み過ぎないものであることを私たちはよく知っています。「若者だから」というのも同じことです。国民主権はこの国

を支える最も重要なルールです。今の25歳、30歳という年齢設定は、若者に対する「不当な偏見」に基づいています。「社会経験がない」「思慮分別がない」という偏見です。

不当な偏見による主権侵害が放置されている状態はもう終わりにするべきです。裁判所が、正義にかなった判断をしてくれると信じています。